○経済産業省告示第二百七十八号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月七日から施行する。

平成二十八年十一月十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

第一号3中「第八項」を「第七項」に改める。

第二号2中「第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するものの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、」を削る。

○東北地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字九十九森五八番一から同町大字長峰字沢田一番まで	前	一三・二五～二〇〇・〇〇メートル　一九五キロメートル
	後	一三・四〇～二〇〇・〇〇メートル　一九五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
十和田市大字米田字盲沼八三番一から同市大字伝法寺字盲沼一二番二まで	前	一四・八〇～五一・八〇メートル　〇・六九〇キロメートル
	後	一九・二〇～五一・八〇メートル　〇・六九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩沼市相の原一丁目一六一番一地内	前	二五・二五～三九・八〇メートル　〇・〇二〇キロメートル
	後	二五・二五～三六・一〇メートル　〇・〇二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩沼市吹上三丁目七三番一から同市吹上二丁目一五番一まで	前	三一・五六～八〇・九八メートル　〇・一二八キロメートル
	後	三一・五六～四〇・〇二メートル　〇・一二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	ＢＡ　九・八四～一五〇・〇〇メートル　二九・四二〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　二一・四〇～三七二・〇〇メートル　二四・二七四キロメートル	
	後	ＢＡ　九・八四～一五〇・〇〇メートル　二九・四二〇キロメートル	
	後	ＢＡ　二一・四〇～三七二・〇〇メートル　二四・二七四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	高松市牟礼町大町字塩屋一〇八二番一から同市牟礼町大町字塩屋一〇五一番五まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月十八日

○九州地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

九州地方整備局長　小平田浩司